平成２３年（フ）第３００６号
大阪府枚方市伊加賀西町10番７号
債務者　ヘアーサロン　エンゼルこと　下﨑　卓司
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉田　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４号
堺市北区百舌鳥陵南町１丁93番地１　グランドメゾンなかもずA105号
債務者　岡村　茂樹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　松男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６７号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目37番６号
債務者　道本　　健
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２４号
大阪市北区池田町１番２―719号　ローレルハイツ北天満
債務者　倉島　　徹
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太平　信恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３０号
大阪市東淀川区淡路３丁目17番14―301号
債務者　木村　順一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５号
大分県佐伯市字女島7226番地２、住民票上の住所大分県佐伯市7226番地２
債務者　二田　武憲
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８３５号
名古屋市緑区鳥澄２丁目1101番地　コーポニューとりすみ301号
債務者　永井百合江
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
函館市美原５丁目18番15号
債務者　小沢　治正
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３７号
千葉県佐倉市鏑木町628番地　チェリーハイツ山田101
債務者　山田　真弓（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　４棟510号
債務者　加藤　由季
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３０号
千葉県富里市七栄272番地73　レオパレスビバリーヒルズ215号室
債務者　工藤賢一郎
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３２号
千葉県四街道市美しが丘１丁目７番１号　ハイツ美しが丘Ⅱ202号室
債務者　柿島　高司
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３３号
千葉県四街道市美しが丘１丁目７番１号　ハイツ美しが丘Ⅱ202号室
債務者　柿島　房子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５号
千葉県佐倉市中志津３―34―10ハイツ中野A201畠山方、住民票上の住所東京都葛飾区堀切３丁目16番４号小菅ビル507号畠山方
債務者　小川　祐樹
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県四街道市四街道２丁目16番14―101号　ＳＵＮＲＩＳＥ四街道
債務者　平川　　巧
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４８号
千葉県成田市中台２丁目12番地３
債務者　石井　宏明
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６５号
千葉県八街市八街へ199番地1525、住民票上の住所千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地421レイヒルズⅠ101号室
債務者　磯部　直人
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部